○総務省令第九十四号

地 方 公 務 員 災 害 補 償 法 昭 和 匹 十二年 法律 第 百二十一 号) 第 几 1十八条 \mathcal{O} 規定に基づ き、 地 方公務員

災 害 補 償 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 部 を改 正 す る省 [令 を次 \bigcirc ょ う んに定め る。

令和三年九月十五日

総務大臣 武田 良太

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令

地 方 公 務 員 災 害 補 償 法 施 行 規 則 留昭 和 兀 + 年 自 治 省令第二十七 号) の 一 部 を次の ように 改 Ē す

る。

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に · 掲 げ る 規 定 0) 傍 線 を 付 した部分をこれ 12 順 次 対 応する 改 正 後 欄 に 掲 げ

る規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一(第一条の二関係)	別表第一(第一条の二関係)
[一~七 略]	[一~七 同上]
八 相当の期間にわたつて継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業	八 相当の期間にわたつて継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業
務に従事したため生じた狭心症、心筋梗塞、心停止(心臓性突然死を含む。)、心室細動等	務に従事したため生じた狭心症、心筋こうそく、心停止(心臓性突然死を含む。)、心室細
の重症の不整脈、重篤な心不全、肺塞栓症、大動脈解離、くも膜下出血、脳出血、脳梗塞又	動等の重症の不整脈、肺そく栓症、大動脈りゆう破裂(解離性大動脈りゆうを含む。)、く
は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病	も膜下出血、脳出血、脳血栓症、脳そく栓症、ラクナこうそく又は高血圧性脳症及びこれら
	に付随する疾病
[九・十 略]	[九・十 同上]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附

則

この省令は、公布の日から施行する。